

保育士就職準備金貸付制度

保育士有資格者で、現在、保育士として勤務していない方（保育所等に勤務経験がない方を含む）が、福島県内の保育所等に保育士として就職する際に、必要な資金を貸付ける制度です。
保育士として、福島県内の保育所等に2年間従事した場合、返還が免除されます。



- 1 貸付額 40万円以内（1回限り）
- 2 貸付利子 無利子
- 3 募集人数 15名（年間）
- 4 申請期間 令和4年4月1日（金）～令和5年1月31日（火）
（募集人数に達した時点で受付終了となります）

5 貸付対象者

次の①～⑧の要件を満たす方

- ① 保育士登録をした方
 - ② 保育所等を離職した方又は県内の保育所等の勤務経験がない方
 - ③ 県内の保育所等に新たに勤務（週20時間以上）する方
 - ④ 養成施設在学期間に保育士修学資金における就職準備金を借りたことがない方
 - ⑤ 直近の保育士としての離職日から3か月以上経過した方
 - ⑥ 養成施設卒業生の場合は卒業後6か月以上経過し、就職した方
 - ⑦ 他都道府県が実施する当該貸付及び国庫補助による貸付制度（生活福祉資金等）を借り受けていない方
 - ⑧ 就職又は復職した日の属する月の翌々月末までに申請できる方
- ※1 月末日が土日祝日の場合はその前の平日まで（12月の提出期限は28日まで）
※2 12月、1月に就職した方は1月31日までお申し込みください。

※申込みにあたり、要件を満たす連帯保証人を立てていただきます。
※貸付には審査があります。

6 対象となる経費

就職に伴う転居費用、被服費、復帰のための研修費用、通勤用自転車等の購入費用など。

7 返還の免除

福島県の保育所等において、保育士として2年間従事すると返還が免除されます。

貸付条件に反した場合は原則一括返還となります

保育士就職準備金貸付の手引き

【申請から返還免除までの流れ】

1 県内の保育所等に常勤の保育士として、新たに就職が内定（決定）

※「保育所等」の詳細はホームページ「福島県保育士就職準備金貸付要領」の〈別表〉を参照



2 福島県社会福祉協議会に所定の申請書類を提出

- ①貸付申請書（様式1）
 - ②住民票抄本（申請者と連帯保証人）
 - ③保育士証の写し
 - ④就職先の雇用条件通知書又は内定通知書等の写し
（勤務時間が週20時間以上であることを確認できる書類）
 - ⑤連帯保証人の源泉徴収票の写し又は課税（所得）証明書
- ※様式は当会ホームページよりダウンロードしてください
※ダウンロードが出来ない方は様式を送付いたしますのでご連絡ください



3 貸付の審査・決定

福島県社会福祉協議会において、審査し、貸付を決定した場合、契約に必要な書類を送付します。



4 借用証書等の提出

借用証書に、申請者・連帯保証人それぞれの、署名・捺印をし、収入印紙を貼付してください。
書類到着後、14日以内に福島県社会福祉協議会福祉サービス支援室へ提出してください。



5 貸付金の送金

提出書類確認後、福島県社会福祉協議会から、申請者の口座に貸付金を送金します。



6 返還猶予の申請

「返還猶予申請書」、「業務従事届」を提出してください。
※以降「業務従事届」は、年1回4月に提出してください。



7 返還免除の申請（2年後）

申請者（借受人）は、福島県内で保育士として2年間従事した後、返還免除を申請してください。
福島県社会福祉協議会で審査の上、返還免除を決定します。

※2年間従事しなかった場合は、返還の対象となりますのでご注意ください。